賃金控除に関する労使協定書

　株式会社○○○○と社員代表○○○○は、労働基準法第２４条第１項但書に基づき標記に関し、下記のとおり協定する。

記

１．株式会社○○○○は、毎月 　　 日の賃金支払いの際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

　（１）寮費

　（２）親睦会費

　（３）労働組合費

　（４）

　（５）

２　この協定は、平成 　　 年 　　 月 　　 日から有効とする。

３　この協定は、何れかの当事者が 　　 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

以上

　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　◯◯◯◯